

## 耐震化促進事業 Q & A

Q1 どのような事業者が補助の対象となるのか。

A1 (1) 耐震診断・耐震改修経費について

都内に社会福祉施設等を自己所有する民間の事業者、もしくは都外の都民対象施設を自己所有する民間の事業者が補助対象となります。

(2) 移転経費について

都内の社会福祉施設又は都外の都民対象施設を賃借している民間の事業者が補助対象となります。

Q2 建物の構造、用途、面積、階数等の制約はあるか。

A2 新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入以前に建築された施設又は平成12年5月31日までに新築の工事に着手した平家建て若しくは2階建てで在来軸組工法の木造の建物であれば、構造等の要件は問いません。

Q3 法人の所在地は都外だが、都内に施設を持っている。この場合、補助の対象になるか。

A3 都内に自己所有している施設であれば耐震診断・耐震改修経費の補助対象となります。

逆に、法人の所在地は都内であるものの、施設が都外にある場合は都民対象施設を除き、補助対象外です。

なお、移転経費に限り、賃借をして運営をしている施設が補助対象となります。

Q4 職員寮のような職員のみが使用する建物についても補助対象となるか。

A4 補助制度の主旨は、利用者の安全・安心を確保することです。

社会福祉施設であっても、専ら職員のために供する職員寮や、訪問看護ステーションのような利用者が滞在しない施設は補助の対象外となります。

Q5 1つの建物で入所施設、通所施設の複数のサービスを行っている場合の取扱はどうなるか。

A5 要綱上の別表に記載されている施設であれば、その種別で使用する部分のみ補助対象となります。共有部分については、補助対象に該当する施設種別とそうでない部分で按分し補助対象面積を算出してください。

Q6 民間事業者として区市町村立施設の指定管理をしている。当事業を実施したいが、対象となるか。

A6 指定管理や運営委託を含む公立の施設（施設の所有者が公）については対象外となります。

Q7 複数のサービスを行っている建物について申請をする予定だが、様式にはどの施設種別を記入すればよいのか。

A7 複数のサービスを行っている建物については、サービスごとに様式を分けて記入してください。

Q8 外見は1棟の建物だが、構造上は2棟の建物でも、1棟として補助申請をするのか。

A8 構造上2棟となる建物については、それぞれを1棟として補助申請することになります。

Q9 実支出額が補助基本額を下回る場合の補助額はどのように算定されるのか。

A9 実支出額に補助率を乗じた額が補助対象経費となります。

## 耐震診断について

Q10 補助単価が複数あるが、3,000㎡の建物を所持している場合の補助基本額はどのように算定されるのか

A10 延べ面積が3,000㎡であれば、1,000㎡までは3,670円、1,000㎡を超え、2,000㎡までの部分については1,570円、2,000㎡を超える部分は1,050円となり、それぞれの単価と対象面積を乗じて得た額を合算し算定します。

Q11 過去、「耐震診断」を実施した施設について、再度「耐震診断」を実施する場合、補助対象になるか。

A11 過去に実施した「耐震診断」と同様の「耐震診断」は対象となりません。ただし、過去に実施した「耐震診断」が「社会福祉施設耐震化促進事業（耐震診断経費）補助金交付要綱（高齢）」の対象外のものであれば、過去の「耐震診断」と重複しないため、補助対象とすることができます。

Q12 耐震診断を行っているが、事故等により年度をまたいでしまう。補助対象となるのか。

A12 年度内に終了するものを補助対象としています。事故の発生等による診断の遅延等については、その時点で状況報告をしてください。

Q13 耐震診断に対する評定を取得する必要はあるか。

A13 必須ではありませんが、耐震診断結果に対する第三者の評価という観点から取得することが望ましいです（ただし、当該評定に要した経費は補助対象外です。）。

Q14 耐震診断にはどの程度の期間が必要なのか。費用はどれくらいかかるものなのか。

A14 耐震診断には2～3ヶ月程度の期間が必要です。

費用は、面積や必要書類（一般図、構造図、構造計算書、仕様書、設計変更図、地盤調査報告書）の有無により異なるので一概には言えません。

Q15 耐震診断はどこに依頼すればよいのか。

A15 一部の建築士事務所が行っています。

（参考）

・東京都建築士事務所協会：<https://www.taaf.or.jp/inspection/index.html>

・日本建築防災協会：<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/seismic/jimusyo.html>

Q16 耐震診断はどのようなことを行うのか。

A16 設計図書と現在の建物の構造が同じかどうかの確認、コンクリート強度の確認といった現地調査、調査の結果に基づく耐震診断計算や評価などを行い、建築物の標準耐震指標であるIs 値等を算出します。

Q17 耐震診断をする場合、施設は休園にする必要があるか。利用者がいても問題ないか。

A17 利用者の安全が確保できるよう、耐震診断を実施する業者と入念な打合せの上であれば、休園としなくても実施ができる可能性がありますので、業者とご相談ください。

Q18 耐震診断の結果、どのくらいの割合で改修が必要となるか。

A18 平成20年6月に福祉保健局で行ったアンケート調査では、耐震診断を行った建物のうち、55.4%の建物の改修が必要という結果でした。

Q19 第1次診断を予定しているが、補助対象となるか。

A19 第1次診断についても、国土交通省告示及び関連通知で認められているため、補助対象となります。ただし、第1次診断については、その結果に応じて、再診断（第2次診断もしくは第3次診断）を行う必要があります。第1次診断により耐震診断を行う場合は、第

2次診断もしくは第3次診断を行う可能性があることも考慮して、年度内にすべてが完了するよう、事業に着手するようにしてください。

Q20 第1次診断の後に行う再診断（第2次診断もしくは第3次診断）も補助対象となるか。

A20 第1次診断の後に行う再診断（第2次診断もしくは第3次診断）についても補助の対象となります。第2次診断もしくは第3次診断を行うことになった場合は、都にご連絡いただくとともに、変更承認申請書を提出してください。その場合の補助額は、それぞれ別個に算定せず、第1次診断と再診断を合算し、補助額を算出します。

Q21 第1次診断を行ったところ、再診断が必要と判断された。再診断を行わずに耐震改修を行ってよいか。

A21 再診断が必要ということは、まだ建物の耐震性の有無が判明していないことを意味するため、再診断で耐震性の有無を確認した上で耐震改修を行ってください。そのため、再診断をせずに耐震改修については、補助の対象外となります。

## 耐震改修について

Q22 耐震改修を行うことになった場合、施設内の利用者はどのようにすればいいか。

A22 改修工事時に発生する音などにも配慮し、例えば、施設をブロックごとに区切り改修を進める方法や、工事実施の時期、時間帯に工夫をすることで居ながらにして、改修を行った事例があります。

Q23 耐震改修はどのような工事をするのか。

A23 概ね、建物の強度を補強する方法とじん性（ねばり）を補強する方法があります。

①耐震壁増設・・・壁を増やして補強する方法。最も簡単で効果の大きい方法。

②柱補強・・・鉄板やカーボンファイバーで柱や梁を補強することにより建物のねばりを増す方法など、様々な工法があります。

Q24 補強工事にはどの程度の費用がかかるのか。

A24 改修工事の費用は建築年代(古さ)、規模、改修工法などによって異なるため、一概には言えません。一例として、鉄骨ブレースなどによる通常の補強工法で補強した場合は、2.5ヶ月から4.5ヶ月程度要します。

Q25 複数年度にまたがる改修工事も対象となるか。

A25 事業計画提出時に、複数年度にまたがる改修工事の計画を提出し、それが認められた場合は、複数年度にまたがる改修工事についても補助対象となります。ただし、補助年度は令和9年度までの予定ですので、令和9年度末までに完了する事業を対象とします。

Q26 補助対象経費に設計費は含まれるか。

A26 設計費は、工事事務費に含まれるため、補助対象となります。ただし、交付決定を受ける前に契約を締結して行った設計に関する費用は、補助対象外となります。

Q27 改修工事にあたって仮設の施設を建てた場合、この費用は含まれるか。

A27 耐震改修期間中に代替的に利用する仮設施設を整備した場合、補助要綱の別添1の3に定める条件を満たす場合、仮設施設整備に必要な賃借料等が補助対象となります。

Q28 改修をしてもIs値0.7（Iw値1.1）以上とならないが、補助の対象となるか。

A28 改修をしても国土交通省の基準であるIs値0.6（Iw値1.0）相当に満たない場合は、改修ではなく、改築や移転を検討していただきたいと思えます。

Q29 耐震診断の結果、Is値が0.6（Iw値1.0）であり、耐震性ありと判定された。

この場合、改修は行わなくてよいか。

A29 耐震診断の結果Is値が0.6以上で、耐震性ありと判定された場合、国土交通省が示している「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い」基準に適合することになります。

しかし、社会福祉施設等は、高齢者や障害者など、自力での避難が難しい方が多く利用する施設であり、耐震性はより高い方が理想的です。

今回の補助制度では、Is値0.7（Iw値1.1）未満の施設を耐震改修の補助対象に含めていますので、本補助制度を活用し、より耐震性を高めることもご検討ください。

Q30 Is値が0.3超（Iw値0.7超）のように、若干0.3（0.7）を上回った場合でも補助率は13/16か。

A30 今回の補助制度では、国交省告示で「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」とされているIs値0.3（Iw値0.7）未満の施設については、耐震性を要する緊急性が特に高い建物として補助率を上乗せし、7/8の補助としています。

Is値0.3（Iw値0.7）以上の「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する

危険性がある」とされている建物については、13/16の補助としています。

## 移転について

Q31 移転にあたって、事前に必要なことはあるのか。

A31 移転経費の申請時には、事前に耐震診断を受けていることが必要になります。

加えて、現状、耐震性のない建物を賃借し、施設を運営している民間の事業者であることも条件となります。

## 令和5年度の提出期限について

Q32 令和5年度の当事業について、交付申請書の提出期限はあるか。

A32 耐震診断・耐震改修・移転経費いずれも令和5年11月30日までに提出をお願いします。期限内の提出が難しい場合には、お早めに介護保険課へご相談ください。